

令和4年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月10日提案分)

くらし安全防災局

目 次

ページ

1 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例 新旧対照表.....	1
2 神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例 新旧対照表	3

1 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年3月条例第6号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～13（略）			1～13（略）		
14 政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種 <u>1万1,600円</u> 化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>1万1,100円</u> ） (2) 丙種 <u>1万300円</u> 化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にはあつては、 <u>9,800円</u> ） (3) 乙種 <u>1万1,600円</u> 機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にはあつては、 <u>1万1,100円</u> ）	14 政令第18条第2項第1号の規定に基づく法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種 <u>9,300円</u> 化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,800円</u> ） (2) 丙種 <u>8,700円</u> 化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にはあつては、 <u>8,200円</u> ） (3) 乙種 <u>9,300円</u> 機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にはあつては、 <u>8,800円</u> ）

新			旧		
		<p>験</p> <p>(4) 第二 <u>1万1,600円</u></p> <p>種冷凍 (電子情報処 機械責 理組織により 任者免 受験願書を提 状に係 出する場合に る製造 あっては、<u>1</u> 保安責 <u>万1,100円</u>)</p> <p>任者試 験</p> <p>(5) 第三 <u>1万300円</u></p> <p>種冷凍 (電子情報処 機械責 理組織により 任者免 受験願書を提 状に係 出する場合に る製造 あっては、 保安責 <u>9,800円</u>)</p> <p>任者試 験</p>			<p>験</p> <p>(4) 第二 <u>9,300円</u></p> <p>種冷凍 (電子情報処 機械責 理組織により 任者免 受験願書を提 状に係 出する場合に る製造 あっては、 保安責 <u>8,800円</u>)</p> <p>任者試 験</p> <p>(5) 第三 <u>8,700円</u></p> <p>種冷凍 (電子情報処 機械責 理組織により 任者免 受験願書を提 状に係 出する場合に る製造 あっては、 保安責 <u>8,200円</u>)</p> <p>任者試 験</p>
15 法第31条 第2項の規 定に基づく 販売主任者 試験の実施	高圧ガス 販売主任 者試験手 数料	<p>(1) 第一 <u>9,000円</u></p> <p>種販売 (電子情報処 主任者 理組織により 免状に 受験願書を提 係る販 出する場合に 売主任 あっては、 者試験 <u>8,500円</u>)</p> <p>(2) 第二 <u>7,200円</u></p> <p>種販売 (電子情報処 主任者 理組織により 免状に 受験願書を提 係る販 出する場合に 売主任 あっては、 者試験 <u>6,700円</u>)</p>	15 法第31条 第2項の規 定に基づく 販売主任者 試験の実施	高圧ガス 販売主任 者試験手 数料	<p>(1) 第一 <u>7,900円</u></p> <p>種販売 (電子情報処 主任者 理組織により 免状に 受験願書を提 係る販 出する場合に 売主任 あっては、 者試験 <u>7,400円</u>)</p> <p>(2) 第二 <u>6,200円</u></p> <p>種販売 (電子情報処 主任者 理組織により 免状に 受験願書を提 係る販 出する場合に 売主任 あっては、 者試験 <u>5,700円</u>)</p>
16~20 (略)			16~20 (略)		

2 神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年3月条例第7号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～6（略）			1～6（略）		
7 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	(1)（略） (2)（略） (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>9万8,000円</u>	7 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業者認定申請手数料	(1)（略） (2)（略） (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>11万円</u>
8（略）			8（略）		
9 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	<u>1万5,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	9 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	<u>1万7,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
10～19（略）			10～19（略）		
20 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	<u>2万3,200円</u> (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	20 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	<u>2万1,400円</u> (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

新			旧		
		(平成14年法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、 <u>2万2,700円</u>)			(平成14年法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあっては、 <u>2万900円</u>)